島根県に在住する保護者の皆様へ

令和８年度島根県私立高等学校等「奨学のための給付金」（家計急変世帯への支援）のご案内

～家計急変世帯への支援について～

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の高校生等に対して奨学のための給付金を給付します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

７月１日までに家計が急変した世帯は７月１日を基準日、７月２日以降に家計が急変した世帯に対しては、家計が急変した翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の１日現在の状況によることとします。

※災害などに起因しない離職（定年退職等）等は、家計急変の対象にはなりません。

１．給付要件

〇私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、専修学校一般課程等（以下「高等学校等」という。）及び高等学校等専攻科の高校生等の保護者等であること

〇生徒の保護者が島根県内に住所を有すること

〇生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない

〇高校生等が高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること

〇令和８年度の保護者等全員の県民税及び市町村民税の所得割額が 182,500 円未満ではないが、経済状況等の悪化により家計が急変し所得割が 182,500 円未満相当であると認められる世帯

＜参考：所得割が非課税の世帯に相当すると認められる世帯年収の目安＞

世帯の人数	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯	７人世帯	８人世帯
世帯の年収見込	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満	4,140,000 円未満	4,576,000 円未満

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の方は算定方法が複雑なため、個別にお問い合わせください。

※計算方法（会社員の方）･･･直近３ヶ月の平均給与月額×12 月　（算出した年収数値と上記表を比較）
あくまでも所得の目安であり、個別に判定します。

※年収見込額には退職金、失業手当は含めないものとします。

※申請から給付までの間に収入状況等に変化があった場合は、各学校へお申し出ください。

２．生徒１人あたりの給付額（年額）

令和８年度給付額（年額）	住民税非課税世帯（年収 270 万円未満世帯）	所得割額 105,500 円未満（年収 270～380 万円世帯）	所得割額 182,500 円未満（年収 380～490 万円世帯）
全日制等	152,000 円	50,670 円	38,000 円
通信制	52,100 円	17,370 円	13,030 円

※第１次給付申請：年額の給付

※第２次給付申請以降：申請月により給付額が変動

年額給付額×（申請のあった翌月～令和９年３月までの月数）÷１２

〔計算例〕：８月中に申請をされる場合（全日制）

152,000 円×７ヶ月（９月～３月分）÷12 ＝ 88,666.666･･･

よって、この場合の給付額は、88,666 円　（※小数点以下切り捨てのため）

※生業扶助が措置されていないことの確認は、申請者からの誓約により行います。

３．提出期限

〇家計急変世帯の第１次給付申請（７月１日までに家計が急変した世帯）　《随時受付》

提出期限：令和８年７月３１日（金）　※各学校のご担当者様へご提出ください。

なお、７月１日以前に家計急変事由が発生している場合であっても、令和８年７月３１日より後に申請書の提出があった場合は、第２次給付申請の金額となります。

〇家計急変世帯の第２次給付申請（７月２日以降に家計が急変した世帯）　《随時受付》

提出期限：令和９年１月２９日（金）　※各学校のご担当者様へご提出ください。

※各学校でとりまとめの上、県へ提出していただきます。

◆申請にあたっての注意

※申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を返還することになります。

※この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために給付するものであるため、必ず「授業料以外の教育費」に活用する必要があります。

４．提出書類

〇書類の記入は油性ボールペンで記入すること。（フリクションボールペン、鉛筆不可）

〇記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入する。

（修正ペン、修正テープは使用不可）

書　　類	留　意　点　等
① 申請書 （島根県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）	
② 口座振替申出書 →通帳のコピー添付（※１）	（※１）金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる部分を、必ず添付してください。 （通帳表面と１枚めくった中面のコピー） 紙の通帳を持たない口座の場合は、金融機関名・支店番号・口座番号・カナ名義の分かるように画面をコピーしてください。
③ 国籍・在留資格等の要件を確認するための書類	【令和８年度からの追加内容】 生徒等のいずれかの書類 ・就学支援金等の支給決定通知の写し ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し ・在留カードの写し
④ 家計急変の発生事由を証明する書類 （該当するもの１つ）	・離職票、解雇通知書 ・雇用保険受給資格者証 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 ・収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 ・家計急変による申請理由書（県参考様式第１号）
⑤ 家計急変前の収入を証明する書類	・令和７年度又は令和８年度の課税証明書の写し等 （保護者等全員分）※申請時取得可能な直近年度のもの
⑥ 家計急変後の収入を証明する書類 （※解雇等の場合は必要なし）	〈会社員の方〉 直近の給与明細書（直近３ヶ月分）、会社作成の給与見込等 〈個人事業主の方〉 年間収支見込計算書（県様式）＋ 令和７年度確定申告書（写し）（＊） （＊）白色申告･･･申告書Ｂ ＋ 収支内訳書（全項） 青色申告･･･申告書Ｂ ＋ 青色申告決算書（全項） 申告書類は今年度の住民税所得割見込の計算に必要です。

※その他、追加書類を求める場合があります。

５．その他

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要な場合には給付金の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。